

学校法人常陽学園 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人常陽学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中央区八丁堀一丁目11番11号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人に優しく、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 東京医療学院大学 保健医療学部 リハビリテーション学科
- (2) 東京医療福祉専門学校 医療専門課程
- (3) 専門学校東京医療学院 医療専門課程

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち3名以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東京医療学院大学 学長
東京医療福祉専門学校 校長
 - (2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 5名
 - (3) 学識経験者（学長、校長又は評議員である者を除く。）のうち、理事会において選任した者 1名
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充をしなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は、次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第12条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長及び常務理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第14条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、またその職務を行う。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを東京都知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務に決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前号の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めのある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の議決について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第19条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、17人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 第18条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産及び収支の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することが出来る。

(評議員の選任)

第23条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 2名
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任した者 3名
- (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 12名

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第24条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産で前項以外の財産をいう。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算を持って定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。
2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第35条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。
2 この法人は、前項の書類及び第15条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第36条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、毎会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
(3) 合併
(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第39条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第41条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第42条 この法人は、第35条2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他この法人及び設置する学校の運営に必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、学校法人常陽学園の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第44条 この寄附行為の施行について細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

- 1 この寄附行為は、東京都知事の認可の日（平成4年11月30日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	平川 信代
理事	長田 尚子
理事	芳野 光子

理事	田中 芳雄
理事	岡 良篤
理事	渡邊 賢二
理事	国広 勇
監事	野口 貞子
監事	黒木 柁策

附 則

この寄附行為は、東京都知事の認可の日（平成 14 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、東京都知事の認可の日（平成 17 年 7 月 6 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、東京都知事の認可の日（平成 20 年 3 月 28 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、東京都知事の認可の日（平成 20 年 12 月 25 日）から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 23 年 10 月 24 日）から施行する。

2 この法人の組織変更時の役員は、次のとおりとする。

理 事	渡邊 賢二
理 事	芳野 光子
理 事	岡 良篤
理 事	國廣 勇
理 事	石岡 正憲
理 事	芳野 智秋
理 事	松崎 勝
理 事	佐久間康夫
監 事	小竹 泰之
監 事	高橋奈香子

寄附行為変更の条項及び事由

この法人は、従来、大学及び専門学校を運営してきたが、今回新たに東京医療学院大学保健医療学部看護学科を設置することとなったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第4条第1号中、リハビリテーション学科の次に看護学科を加える。

(1) 東京医療学院大学 保健医療学部 リハビリテーション学科、看護学科

(事由)

常陽学園の目的に則り、東京医療学院大学保健医療学部新たに看護学科を設置することによる。

2. 附則として次の附則を加える。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 年 月 日）から施行する。

(事由)

施行日を明確にするため。

新旧の比較対照表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 東京医療学院大学 保健医療学部 リハビリテーション学科、<u>看護学科</u></p> <p>附則 <u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日</u> <u>(平成 年 月 日) から施行する。</u></p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 東京医療学院大学 保健医療学部 リハビリテーション学科、<u>(新設)</u></p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区 分	年 度		26 年度	開設年度の前年度	開設年度	29 年度	30 年度	31 年度	合 計
	設置経費	校 地 (うち造成費)		借用【借用期間 30年 多摩市 平成21年4月1日～ 平成51年3月31日】					
施設		基 準 内	43,652千円	387,081千円	—	—	—	—	430,730千円
		基 準 外	3,558千円	32,022千円	—	—	—	—	35,580千円
設備		図 書	—	18,000千円	—	—	—	—	18,000千円
		教 具 備 品	—	115,345千円	—	—	—	—	115,345千円
小計		47,210千円	552,448千円	—	—	—	—	599,655千円	
新設校の開設年度の経常経費			/						
合 計		47,210千円	552,448千円	—	—	—	—	599,655千円	

既設校からの転共用	施設	基 準 内	318,836 千円
		基 準 外	39,156 千円
	設備	図 書	27,836 千円
		教具・校具・備品	35,455 千円

※施設 基準外:ごみ置き場、構築物、外構工事、サイン等

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	367,105千円	平成26年度までに学納金等帰属収入及び資産売却収入から積立てられた現金預金1,516,843千円から、平成26年度に47,210千円(建築工事費、増築設計・監理業務等)を支出し、その残り1,469,633千円のうち319,895千円を財源に充当
借入金	232,550千円	平成27年3月に建築工事費の一部として232,550千円※を財源に充当
合 計	599,655千円	

※ 建築工事費に関する借入金(500,000千円)については、学科別使用面積の割合によって既設学科と按分。

学科別使用面積

看護学科	1,621.62m ²	46.51%
既存学科	1,864.84m ²	53.49%
計	3,486.46m ²	100.00%

様式第6号その2(第11条関係)

財産目録総括表

科目	年度	平成25年度末 (開設年度から3年前の年度)	平成26年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (平成27年3月31日)	再評価後 (平成27年3月31日)
一 基本財産		4,018,877千円	3,475,354千円	3,475,354千円	3,899,906千円
二 運用財産		656,369千円	1,598,338千円	1,598,338千円	1,598,338千円
三 負債額		1,371,650千円	1,803,016千円	1,803,016千円	1,803,016千円
1 固定負債		694,250千円	1,114,043千円	1,114,043千円	1,114,043千円
2 流動負債		677,400千円	688,973千円	688,973千円	688,973千円
四 基本財産+運用財産		4,675,246千円	5,073,692千円	5,073,692千円	5,498,244千円
五 純資産(四-三)		3,303,596千円	3,270,676千円	3,270,676千円	3,695,228千円

※再評価の方法は、不動産鑑定士の不動産鑑定評価書によるものであり、原価法による積算価格と収益還元法による収益価格を比較し決定しました。

貸借対照表

平成27年 3月31日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	3,545,993,859	4,089,624,281	△ 543,630,422
有形固定資産	3,444,918,713	3,987,609,858	△ 542,691,145
その他の固定資産	101,075,146	102,014,423	△ 939,277
流動資産	1,527,698,323	585,621,613	942,076,710
資産の部合計	5,073,692,182	4,675,245,894	398,446,288
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定負債	1,114,043,420	694,249,836	419,793,584
流動負債	688,972,505	677,400,435	11,572,070
負債の部合計	1,803,015,925	1,371,650,271	431,365,654
基本金の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
第1号基本金	3,773,043,110	4,188,921,466	△ 415,878,356
第4号基本金	94,000,000	94,000,000	0
基本金の部合計	3,867,043,110	4,282,921,466	△ 415,878,356
消費収支差額の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
翌年度繰越消費支出超過額	596,366,853	979,325,843	382,958,990
消費収支差額の部合計	△ 596,366,853	△ 979,325,843	382,958,990
科目	本年度末	前年度末	増減
負債の部、基本金の部、及び消費収支差額の部合計	5,073,692,182	4,675,245,894	398,446,288

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
26年度 (開設前々年度)	(仮称)東京医療学院大学看護学科棟増築工事	鉄筋コンクリート4階建 3,486.46㎡ 東京都多摩市落合4-11	平成27年3月 着工 平成28年2月末 完成予定	保健医療学部リハビリテーション学科、看護学科共用
27年度 (開設前年度)	看護学科設置等に関わる教具・校具・備品の購入	教具・校具・備品一式		保健医療学部リハビリテーション学科、看護学科共用
	看護学科設置に関わる図書等の購入	内国書 3,300冊 外国書 500冊 内国雑誌 25冊 外国雑誌 10冊		保健医療学部看護学科専用
28年度	該当なし			
29年度	該当なし			
30年度	該当なし			
31年度	該当なし			

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	平成29年度	平成30年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		154,400	284,800	415,200	545,600
手数料収入		7,885	10,969	11,654	12,338
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0	0
受取利息・配当金収入		0	0	0	0
雑収入		90	90	90	90
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		89,200	89,200	121,800	136,400
その他の収入		0	0	0	0
資金収入調整勘定		△ 89,200	△ 89,200	△ 89,200	△ 121,800
前年度繰越支払資金		0	△ 110,710	△ 254,360	△ 316,175
収入の部合計		162,375	185,149	205,183	256,453

(支出の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	平成29年度	平成30年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		171,100	301,970	330,965	333,605
教育研究経費支出		47,189	73,377	120,866	153,754
管理経費支出		9,492	18,983	28,475	37,966
借入金等利息支出		2,345	2,219	2,093	1,983
借入金等返済支出		11,628	11,628	11,628	11,628
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		5,000	5,000	1,000	2,000
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		26,333	26,333	26,333	26,333
[予備費]		0	0	0	0
資金支出調整勘定		0	0	0	0
翌年度繰越支払資金		△ 110,710	△ 254,360	△ 316,175	△ 310,815
支出の部合計		162,375	185,149	205,183	256,453

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科 目		年 度	開 設 年 度	平成29年度	平成30年度	完 成 年 度
			新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	154,400	284,800	415,200	545,600
		手数料	7,885	10,969	11,654	12,338
		寄付金	0	0	0	0
		経常費等補助金	0	0	0	0
		付随事業収入	0	0	0	0
		雑収入	90	90	90	90
		教育活動収入 計	162,375	295,859	426,944	558,028
	支出	人件費	171,100	301,970	336,965	345,605
		教育研究経費	104,426	130,614	178,103	209,769
		管理経費	11,765	21,256	30,748	40,239
徴収不能額等		0	0	0	0	
教育活動支出 計	287,290	453,840	545,815	595,613		
教育活動収支差額		△ 124,916	△ 157,981	△ 118,872	△ 37,585	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入 計	0	0	0	0
	支出	借入金等利息	2,345	2,219	2,093	1,983
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出 計	2,345	2,219	2,093	1,983
教育活動外収支差額		△ 2,345	△ 2,219	△ 2,093	△ 1,983	
経常収支差額		△ 127,260	△ 160,200	△ 120,964	△ 39,568	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0	0
		特別収入 計	0	0	0	0
	支出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
		特別支出 計	0	0	0	0
特別収支差額		0	0	0	0	
〔 予備費 〕		0	0	0	0	
基本金組入前当年度収支差額		△ 127,260	△ 160,200	△ 120,964	△ 39,568	
基本金組入額合計		△ 37,460	△ 37,460	△ 37,460	△ 37,460	
当年度収支差額		△ 164,720	△ 197,660	△ 158,424	△ 77,028	
前年度繰越収支差額		0	△ 164,720	△ 362,380	△ 520,804	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		△ 164,720	△ 362,380	△ 520,804	△ 597,833	
(参考)						
事業活動収入 計		162,375	295,859	426,944	558,028	
事業活動支出 計		289,635	456,059	547,908	597,596	